

鹿児島県立短期大学紀要投稿要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県立短期大学（以下「本学」という）における紀要の投稿について必要な事項を定めるものとする。

(投稿資格者)

第2条 投稿資格者は、次の者とする。

- (1) 本学の専任の教職員
- (2) 本学教員が共著者となる場合の本学教員以外の執筆者
- (3) その他本学紀要編集委員会が認めた者

(著作権)

第3条 本学紀要に掲載された著作物の著作権は、著者に帰属する。掲載された著作物の電子公開に関しては、別途、手続を定める。

(原稿の内容)

第4条 原稿の内容は、本学紀要に掲載される前に、特許申請公開報告以外の他の学会誌等（大学等の研究紀要等を含む一般に公表されている刊行物をいう）に掲載されていないものとする。

2 原稿の内容は、新しい価値ある知見が得られていると認められるものとする。

(原稿)

第5条 投稿する原稿は、この要領及び人文・社会科学篇執筆要領又は自然科学篇執筆要領の定めに沿って作成されたものに限る。

2 原稿の種別は「論文」、「資料」、「研究ノート」、「翻訳」及び「書評」とし、それぞれ次の要件を満たすものとする。

(1) 論文は、研究目的が明確で、その研究目的に合致した結論が得られ、研究の発展に寄与できるものとし、ページ数は次のとおりとする。

ア 自然科学篇は、要旨及び図表を含めて刷り上り 15 ページ以内を原則とする。

イ 人文・社会科学篇は、要旨及び図表を含めて刷り上り 20 ページ以内を原則とする。

(2) 資料は、調査、統計、実験などの結果の報告で、研究の資料として役立つものをいう。刷り上がり 20 ページ以内を原則とする。

(3) 研究ノートは、限定された部分の発見や、新たな実験・調査方法などを含む内容あるいは問題提起的内容をもつ論文などをいう。ノートは刷り上り 15 ページ以内を原則とする。

(4) 翻訳は、原著作権者からの翻訳権を得ていることを前提として掲載を認める。

(5) 書評は、刷り上り 10 ページ以内を原則とする。

3 原稿は、日本語又は外国語とする。要旨を付ける場合は、欧文の場合 150 語程度、和文の場合 300 字程度とする。

4 刷り上り 1 ページは、和文の場合は 1 行 42 文字、35 行、英文の場合は 1 行 70 ストロ

ーク、25行に相当する（Times New Roman, 12ptで）。

5 キーワードは、6つ以内とし、要旨の次又は序文の前に列記する。

6 原稿の掲載順は、原稿の種別ごと、すなわち「論文」、「資料」、「研究ノート」、「翻訳」及び「書評」とする。また、それぞれの種別内の原稿の掲載順は、筆頭著者のアルファベット順とする。

（原稿締切等）

第6条 原稿締切日は、原則として毎年10月1日とする。

2 原稿は、本学紀要編集委員会に提出することとする。別に定める事項を記載した表紙及び原稿投稿カードを添え、それぞれ2部提出する。ただし、写真を除き1部はコピーしたものでよい。別に定める紀要投稿票は決裁、業者見積に使用する。

3 原稿の提出先は、図書館事務室とする。

4 投稿原稿の受付年月日は、提出された日をもって受付年月日とする。

（校正）

第7条 著者は、校正を2回行う。校正原稿の修正期間は、次のとおりとする。

(1) 初校2週間以内

(2) 再校1週間以内

(3) 念校2～3日以内

2 校正の際、印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は原則として認めない。

3 ページ数の増減を伴う修正は認めない。

4 校正刷は受取後、指定の期日内に校正して、原則として手渡しで返却する。なお、郵送する場合は速達に限る。期限に遅れた場合は紀要編集委員会の校正をもって校了とすることがある。

（印刷）

第8条 印刷については、紀要及び論文ごとの抜刷（別刷）を行うものとする。

2 抜刷の所要部数は50部単位とし、50部を超える別刷代の実費は著者負担とする。

（訂正）

第9条 紀要発行後の正誤訂正に関しては、以下のとおり対応する。

(1) 印刷上の誤りについては著者の申し出があった場合は、紀要編集委員会がそれを認めた場合に限り、これを刷り直しする。

(2) 印刷上の誤り以外の訂正・追加などは原則として取り扱わない。ただし、著者の申し出があり、紀要編集委員会がそれを認めた場合に限り、正誤表を挿入する。

（その他）

第10条 その他投稿に関する必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は，平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 鹿児島県立短期大学紀要投稿要領（平成 7 年 4 月 1 日施行）は，廃止する。